

下関市屋外広告物許可基準における色彩の取扱い

- 色彩の基準については、「共通基準」、「個別基準」の両方を満たすものとする。
- 原則として、蛍光塗料及び金銀色塗料を使用していないこと。
- 「赤色系」※1の使用の最小限度は、それぞれの屋外広告物面積の1/2以内を審査の目安とする。

ただし、屋外広告物面積の1/2を超えるものについては、広告物デザインと周囲の景観との調和が保たれているか否かを確認する。

〔審査に当たり、広告物デザインと周囲の景観との調和が保たれている状況や「赤色系」の使用を最小限とした理由などを確認させていただくこともございます。〕

- 一般広告物の場合、地色に原則として、「赤色、黄色及び黒色」※2を使用しないこと。  
→ 文字や図柄等には使用可能。自家用広告物の場合は、地色であっても使用可能。

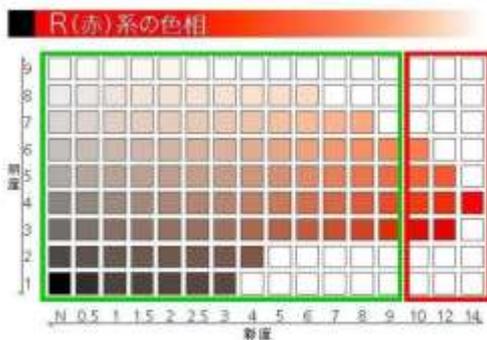
※1 赤色系

マンセル表色系の色相 0R～10R のこと。また、10RP は 0R、10R は 0YR と同意とする。

※2 赤色、黄色及び黒色

地色（自家用広告物以外）には、赤（R）、黄（Y）ともに彩度10未満、黒（N）については明度2を超えるものを使用可能とする。

赤色、黄色の色彩の範囲



赤色、黄色の範囲(彩度10以上)

赤色、黄色の範囲外、地色として使用可能(彩度10未満)

### 3 地色について

文字や図柄の背景色として使用する色。下地の色のこと。ただし、下地の色が無く、写真や図柄等の赤色、黄色及び黒色が過半（1/2を超える）を占める場合は下地の色と同様に取り扱うものとする。

### 4 図柄等について

図案や模様等の柄。例) 矢印、会社ロゴ、イラスト、写真等であり、地色以外が該当する。

### 5 壁面への塗書き及び切文字の赤色系使用の最小限度について

壁面への塗書き及び切文字については、文字等の幅（a） $\geq$ 文字の間隔（b）の場合は、一体として空間部も含めて屋外広告物面積を算定し、原則として、この面積の1/2以下とする。文字等の幅（a） $<$ 文字の間隔（b）の場合は、一文字ごとの屋外広告物面積の合計で算定し、原則として、この面積の1/2以下とする。

文字等の幅（a） $\geq$ 文字の間隔（b）の場合 「 $(4a + 3b) \times c$ 」の面積

文字等の幅（a） $<$ 文字の間隔（b）の場合 「 $4a \times c$ 」の面積



### 6 特別制限地域において、誘導広告物を掲出する場合の色彩基準について

特別制限地域において、誘導広告物を掲出する場合は、色彩に関する基準が以下のとおりとする。

- (1) 地色に原則として赤色、黄色及び黒色を使用していないこと。
- (2) 原則として蛍光塗料及び金銀色塗料を使用していないこと。
- (3) 赤色系の色の使用は、最小限度であること。
- (4) 地色にけばけばしい色（彩度8以上）及び暗色（明度3未満）を使用していないこと。
- (5) 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色（彩度8以上）を使用していないこと。
- (6) 原則として中間色を使用することにより、諧調を整えていること。

### 【参考資料】

### ■共通基準（別表第3（規則第6条関係））（抜粋）

- 1 都市美を維持するため、周囲の環境に調和するものであること。
- 2 自然美に融和し、周囲の景観を損なわないものであること。
- 3 美観風致上次に掲げる要件を満たすものであること。
  - (1) 原則として蛍光塗料及び金銀色塗料を使用していないこと。
  - (2) 赤色系の色の使用は、最小限度であること。
  - (3) 裏面及び側面は、原則としてペイント塗料、合成樹脂塗料等により塗装されていること。
  - (4) イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものによる広告物及び掲出物件については、点滅速度がゆるやかであること。

### ■屋上・壁面・野立て広告物の個別基準（別表第3（規則第6条関係））（抜粋）

#### <色彩>

- 1 地色に原則として赤色、黄色及び黒色を使用していないこと。ただし、当該広告物が自家用広告物等である場合は、この限りでない。
- 2 原則として中間色を使用することにより、諧調を整えていること。ただし、当該広告物が自家用広告物等である場合は、この限りでない。

### ■特別制限地域において、誘導広告物を掲出する基準（別表第5（規則第6条関係））（抜粋）

- 4 美観風致上次に掲げる要件を満たすものであること。
  - (1) 地色に原則として赤色、黄色及び黒色を使用していないこと。
  - (2) 原則として蛍光塗料及び金銀色塗料を使用していないこと。
  - (3) 赤色系の色の使用は、最小限度であること。
  - (4) 地色にけばけばしい色及び暗色を使用していないこと。
  - (5) 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。
  - (6) 原則として中間色を使用することにより、諧調を整えていること。
  - (7) ネオン管を使用していないこと。
  - (8) 照明は、点滅しないこと。
  - (9) 回転灯を使用していないこと。

#### 備考

- 1 「けばけばしい色」とは、彩度が8以上の色をいい、「暗色」とは明度が3未満の色をいう。
- 2 「彩度」又は「明度」とは、日本工業規格のマンセル表色系の彩度又は明度をいう。